

令和4年4月第149回定例農業委員会総会議事録

令和4年4月11日(月)
JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第583号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題584号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第585号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第361号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
報告第362号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第363号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

この度、4月1日付人事異動によりまして、農業委員会事務局長を拝命させていただきました●●と申します。至らない点が多いとは思いますが、一生懸命取り組ませていただきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和4年4月第149回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきありがとうございます。

本日は春を乗り越えて、初夏のような暖かさで、これから農作業の準備におわれ、連日皆様方も育苗の準備、または麦の関係、圃場の整備等、大変お忙しい中ではございますが、ご出席いただきありがとうございます。また、ご案内のとおり4月より大役を仰せつかり、心配ですが、どうか皆様のご協力を賜り一年間取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思っております。

本日の現在出席委員20名、(19番、●●●●委員、22番、●●●委員)のとおり会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、4月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和4年4月第149回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

14番 ●●●●委員

15番 ●●●●委員

のご兩名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第583号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をする

ことについてを議題といたしますが、本案件につきましては農業委員会会議規則第17条、議事参与の制限の規定によりまして、6番●●●委員の退席を求めます。

(退席) ●●委員

それでは事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第583号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年4月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、島町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積55㎡、同じく島町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積105㎡、同じく島町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積39㎡、3筆合わせて199㎡でございます。世帯の経営面積、渡人2.0アール、受人62.9アールで今回の申請面積を合わせますと64.8アールとなります。渡人につきましては、東近江市能登川町●●番地●、●●●、●●●●、受人につきましては、島町●●番地●、●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号2、土地の所在地、南津田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積999㎡、世帯の経営面積、渡人10.0アール、受人285.7アールで今回の申請面積を合わせますと295.6アールとなります。渡人につきましては、大阪府大阪市東淀川区上新庄●丁目●番●一●●●号、●●●●、受人につきましては、南津田町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望で、現在も耕作をされています。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございました。
 議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加
 及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員 (特になしの声)

議 長 特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。
 質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
 議第 583 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をす
 ることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、議第 583 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、
 許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。
 ●●●委員の退席を解きます。

議 長 それでは次に、議第 584 号、農地法第4条第1項の規定による申請
 に対し、許可をすることについて、及び、議第 585 号、農地法第5条
 第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といた
 します。事務局の説明を求めます。

事務局 議第584号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をす
 ることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。
 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求め
 る。令和4年4月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。
 番号1、土地の所在地、鷹飼町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、
 申請面積248㎡、同じく鷹飼町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、
 申請面積8㎡、同じく鷹飼町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、申請

面積224㎡、3筆合わせて480㎡でございます。申請人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●、申請地は、鷹飼町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「男女共同参画センター」・「サンビレッジ近江八幡」と公共施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫及び住宅で、現地は、昭和50年頃に造成され農業用倉庫及び住宅として利用されております。今回、申請地南側に予定している宅地開発区域を測量した際に申請地が転用されていないことが判明したため、申請に至りました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地。中小森町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積155㎡、同じく中小森町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積254㎡、2筆合わせて409㎡でございます。申請人につきましては、中小森町●●番地、●●●●、申請地は、中小森町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、長屋住宅で1棟4戸の建築を予定されております。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第585号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求め。令和4年4月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積284㎡、渡人につきましては、大阪府大阪市城東区野江●丁目●●番●号、●●●●、同じく浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積165㎡、渡人につきましては、奈良県北葛城郡王寺町明神●丁目●番●●号、●●●●、2筆合わせて449㎡の受人につきましては、中小森町●●番地●●、株式会社、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は露天駐車場で、受人は申請地東側の家屋も申請地と同時に購入される予定です。受人は、地図上南東にある●●●●の経営もされており、今回購入する家屋は、●●●●の従業員の休憩所として、申請地は従業員の駐車場として利用される計画です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

議 長

ありがとうございました。

議第 584 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 585 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 9番、●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

去る、3月31日に、議第 584 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 585 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、19番、●●●●委員と21番、●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第584号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、中小森町の集落内の農地で、転用目的は、長屋住宅です。隣接農地との境界に構造物を設置し、土砂の流出を防ぐことから、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第585号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、浅小井町の集落内の農地で、転用目的は露天駐車場です。現況と変わらない土地利用をされるため、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請2件、第5条許可申請1件、計3件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 584 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 585 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 議第 584 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 585 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは、次に報告第 361 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 362 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 363 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第361号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和4年4月11日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、縄手町中●●、畑、102㎡、届出受理日及び受理番号、令和4年3月8日、421番、届出人につきましては、草津市南草津●丁目●番地●、●●●●、理由としましては、露天駐車場でございます。

番号2、土地の表示、中村町●●一●、田、420㎡、同じく中村町●●一●●、田、420㎡、届出受理日及び受理番号、令和4年3月14日、422番、届出人につきましては、中村町●●●、●●●●、理由としましては、共同住宅でございます。

続きまして、報告第362号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定に

より、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和4年4月11日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、西庄町●●、田、1,593㎡、貸人につきましては、西庄町●●、●●●●、同じく西庄町●●、田、1,219㎡、貸人につきましては、鷹飼町南●丁目●番地●、●●●●、同じく西庄町●●、田、1,904㎡、貸人につきましては、西庄町●●、●●●●、同じく西庄町●●、田、1,267㎡、貸人につきましては、金剛寺町●●一●、●●●●、同じく西庄町●●、田、1,324㎡、貸人につきましては、西本郷町東●番地●●、●●●●、同じく西庄町●●一●、田、87㎡、同じく西庄町●●一●、田、105㎡、貸人につきましては、西庄町●●、●●●●、同じく西庄町●●、田、1,190㎡、貸人につきましては、鷹飼町●●、●●●●、同じく西庄町●●、田、1,361㎡、貸人につきましては、鷹飼町●●、●●●●●、以上の借人につきましては、岐阜県恵那市大井町●●番地の●、●●●●●、代表取締役、●●●●●、届出受理日及び受理番号、令和4年3月2日、523番、理由につきましては、商業施設、区分としましては、賃貸借でございます。

番号2、土地の表示、出町●●一●、田、588㎡、同じく出町●●一●、田、393㎡、届出受理日及び受理番号、令和4年3月24日、531番、渡人につきましては、兵庫県西宮市甲子園五番町●●番●●一●●号、●●●●●、受人につきましては、栗東市上鉤●●一●、●●●●●、代表取締役、●●●●●、理由につきましては、分譲宅地、区分としましては、売買でございます。

番号3、土地の表示、船木町●●、畑、33㎡、届出受理日及び受理番号、令和4年3月18日、532番、渡人につきましては、大阪府茨木市水尾●丁目●一●、●●●●●、受人につきましては、小船木町●●、●●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分としましては、売買でございます。

続きまして、報告第363号、その他の専決について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和4年4月11日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約(使用貸借を含む。)の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が14件ございました。その内、1・2、4・5、6・7、12・13につきましては、農地中間管理機構を通じた解除になります。

2、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、3月審査会、22日審査は、全て更新で6件認定

されました。以上報告とさせていただきます。

議 長 ただ今の、報告第 361 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 362 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 363 号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 149 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後1時55分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員